

後期高齢者 医療制度

お問合せ
国保年金課
高齢者医療係
☎ 885-0340 (内) 116

後期高齢者医療制度の 保険料の算定と納め方

個人ごとに算定される後期高齢者医療制度の保険料は、「均等割」と「所得割」の合計となります。
※保険料率等は茨城県内一律で、2年ごとに見直しが行われます。

保険料の算定

- ◇均等割 定額39,500円
 - ◇所得割 総所得金額等から基礎控除33万円を引いた額に所得割率(8.00%)を掛けた額
 - ◇賦課限度額(保険料の上限) 年額57万円
- ※総所得金額等とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の額および退職所得以外の分離課税所得(譲渡所得等)の特別控除後の額です。

◆◆◆◆ 保険料の軽減措置 ◆◆◆◆

- ◇均等割 同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、その合計額に応じて段階的に均等割が軽減されます。
*世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも総所得金額等加算の対象となります。
- ◇所得割 所得割が算出される方で、総所得金額等から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下の方 5割軽減
*65歳以上の方の公的年金所得は、「公的年金の収入額」－「公的年金控除」－「15万円」を差し引いて軽減措置の判定をします。遺族年金や障害年金は収入には含まれません。

◆◆◆◆ 会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置 ◆◆◆◆

被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方の保険料は均等割のみとなり、この均等割も9割が軽減されます。これにより年間の保険料は3,900円となります。

◇対象となる方 後期高齢者医療制度の資格取得日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納めていただく普通徴収があります。原則として特別徴収となりますが、次のいずれかに該当する方は普通徴収となります。

- ・後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方
- ・受給している年金が年額18万円未満の方
- ・年度途中で「後期高齢者医療制度に加入した方」、「他市町村から転入された方」
- ・保険料の額が変更になった方

◇特別徴収の納期 4・6・8・10・12・2月の年6回(偶数月)、年金から保険料が天引きされます。
*「その年の10・12月、翌年の2・4・6・8月」の保険料が8月上旬に通知されます。

◇普通徴収の納期 7・8・9・10・11・12・1・2月の年8回、納付書等により納付いただきます。
*納付書は原則年1回、7月中旬に送付します。

保険料の納付相談

災害や失業等の事情により保険料の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。また、特別徴収の対象者でも、申出により口座振替による普通徴収での納付が可能です。口座振替をする預貯金通帳、金融機関の届出印、保険証をご用意のうえ、役場国保年金課までお申出ください。

◇保険料の滞納を続けている場合の措置 災害等の特別な事情がないにもかかわらず、保険料を滞納し続けたり、納付相談にも応じない方には、有効期間の短い保険証が交付される場合があります。

◇問合せ 《保険料の改定・算定等》茨城県後期高齢者医療広域連合事業管理課 ☎029-309-1213
《保険料の納付について》役場国保年金課 ☎885-0340内線116